

【目次】

序 農業振興計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画期間.....	2
3. 計画の構成.....	2
4. これまでの取組状況.....	3
I 本市の農業を取り巻く現状と課題.....	5
1. 本市の農業を取り巻く現状.....	5
2. 本市農業の課題.....	9
II 農業振興の目標	11
1. 本市における『農業』の位置づけと基本目標	11
2. 重視すべき視点.....	12
3. 基本方針.....	13
4. 施策の体系図	15
III 目標を実現するための推進方策	17

「*」印がついている語句については、巻末に用語説明があります。

序 農業振興計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景・趣旨

本市では、平成 21 年 3 月に「草津市農業振興計画」を策定し、「市民と農業者がともに育む 潤いと活力をあたえる『農』のあるまち」を将来像に、様々な施策を展開してきました。

しかしながら、都市化による農地の減少、農業従事者の高齢化や後継者不足等の進行に歯止めがかからず、さらには、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)*の大筋合意等により、今後は安価な輸入農産物の大幅な増加が見込まれます。そのため、市内農業の生産性の向上やブランド化を図り、市内農業の体質を強化するとともに、市民とともに、農業・農地の価値を認め、共有の財産として次世代に引き継いでいくための取組がますます重要となつてきています。

このような中、国においては、平成 25 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」、平成 27 年 3 月に当プランに基づき新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されました。

また、滋賀県においても、国の農政改革にあわせ、産業振興と地域づくり、環境配慮の 3つの視点から、今後の中期的な施策の展開方向を示す「(仮称) 滋賀県農業・水産業基本計画」の策定が進められています。

このような社会情勢の変化を踏まえ、計画の進捗状況等を検証するとともに、新たな課題等に対応するため、中間年度における「草津市農業振興計画」の改定を行いました。

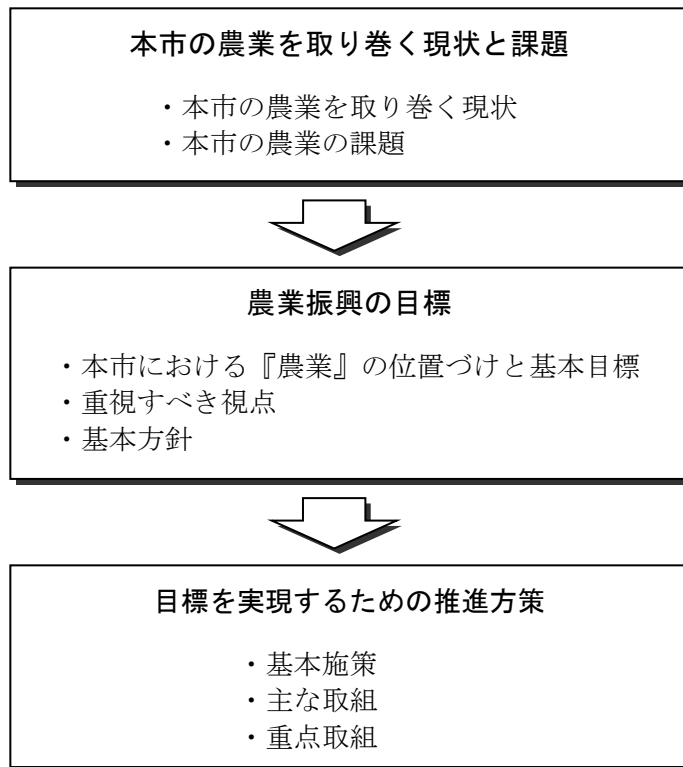
なお、改定にあたっては、中間年度における見直しであり、また、平成 21 年 12 月に策定された「草津市第 5 次総合計画」と整合を図るため、基本方針の変更を行わずに、施策や取組内容について所要の見直しを行い、新しい「草津市農業振興計画」として策定しました。

2. 計画期間

本計画は、草津市第5次総合計画と整合を図り、目標年度を平成32年度（2020年度）とします。

3. 計画の構成

計画は、「Ⅰ 本市の農業を取り巻く現状と課題」、「Ⅱ 農業振興の目標」、「Ⅲ 目標を実現するための推進方策」で構成しています。



4. これまでの取組状況

平成21年3月に策定した、草津市農業振興計画をもとに、多様な主体との連携のもと、下記のような取組を行いました。

基本方針1 持続的・安定的な農業経営の確立に向けた主な取組

① 活力ある経営体の育成

- ・認定農業者*の育成、経営指導等の充実
- ・経営手法や簿記等の研修会の実施
- ・経営体の法人化に向けた取組支援
- ・経営体への農業機械や農業施設の導入支援

② 多様な人材の育成

- ・農業後継者団体等の組織活動の支援
- ・新規就農者に対する相談・研修等の実施
- ・認定新規就農者*の認定
- ・家族経営協定*の締結促進

③ 産地強化・草津ブランドの創出

- ・「おいしが、うれしが」事業への参加、商談・交流会による新たな取引先の確保
- ・草津ブランド推進協議会の設立（特産品の創造に向けた取組、草津野菜マルシェの開催等）
- ・草津メロン、草津のこだわり極上米「匠の夢」、愛彩菜、山田ねずみ大根、あおばな緑茶、あおばなほうじ茶、あおばな飴等のブランド力強化に向けた取組
- ・県・市関係課、JA、生産者団体が参画する6次産業化*研究会の設立
- ・草津市6次産業化*推進事業費補助金交付要綱の制定
- ・湖南農業高校によるあおばなしぼり汁の染物の開発、商品化
- ・滋賀県によるしがの水田野菜生産拡大の取組

基本方針2 農地の保全と農業的土地利用の増進に向けた主な取組

① 計画的な農地保全・高度利用の推進

- ・農作業受委託*の促進
- ・農業振興地域*内の農用地区域*の保全
- ・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策*事業の取組推進
- ・耕作放棄地の解消に向けた農業委員会によるパトロール及び指導
- ・戦略作物である麦・大豆への転作推進

② 担い手への農地等の集積

- ・利用権設定*等の推進
- ・滋賀県農地中間管理機構*へ農地借受者としての農業者登録の促進
- ・草津市農業機械銀行へ農業者登録の促進

③ 効率的な営農環境の整備

- ・新規ほ場整備事業の計画調整
- ・草津用水二期事業（第一段送水路事業の実施）
- ・農業用（農道・水路等）施設の改良および更新

基本方針3 市民（消費者）ニーズに応える地産地消*の推進に向けた主な取組

① 食育と連携した地産地消*の推進

- ・「学校給食における地産地消検討会」の開催
- ・市内全小学校での農業体験学習「たんぼのこ体験事業*」の実施
- ・「第2次食育推進計画」の策定

②市内販売・流通の促進

- ・市内販売に向けた市内スーパーマーケット等との個別相談
- ・消費者の購入機会の拡充に向けた、新聞・テレビ等メディアでのPR活動
- ・市内社員食堂等における草津市産野菜の提供
- ・青果取扱店舗との相対取引の促進

③直売所の整備等の推進

- ・草津あおばな館における出荷協議会の設立
- ・農業後継者団体による駅前での産直市の開催支援
- ・JA産直市等各種イベントへの出店支援

④農に関する情報提供の促進

- ・ホームページや広報等での草津産農産物のPR
- ・湖南地域農業センターによる直売所マップの作成
- ・JA草津市による販売する全農産物の生産履歴*記帳の実施
- ・JA草津市によるGAP*への取組推進

基本方針4 市民生活に潤いをもたらす農のあるまちづくりの推進に向けた主な取組

①ふれあいの場の確保と拡大

- ・草津市手作り市民農園の提供
- ・JA草津市によるふれあい貸農園の運営
- ・産直市の開催、各種イベントへの出店支援
- ・JA草津市による親子料理教室、収穫体験の実施
- ・農業体験イベント開催

②環境配慮型・資源循環型農業の推進

- ・滋賀県によるエコファーマー*認定の実施
- ・滋賀県による環境こだわり農産物*作付面積の拡大推進
- ・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策*事業の取組推進
- ・給食センターでの食品残さの堆肥化等資源循環システムの検討

③市民と協働で農業を支える仕組みづくりの確立

- ・JA草津市営農普及員による家庭菜園の指導
- ・JA組合員への広報での家庭菜園の栽培方法の掲載

基本方針5 農業振興のためのネットワーク強化に向けた主な取組

①関係機関との連携強化

- ・草津市農業振興協議会、各野菜出荷組合等との連携
- ・異業種と連携した草津あおばな会、草津ブランド推進協議会の設立
- ・湖南4市、3JAによる湖南地域農業センターの運営
- ・滋賀県の「おいしが、うれしが」事業を通じた、市内飲食店等との意見交換

②市域を超えた取組強化

- ・滋賀県による広域キャベツ栽培の取組
- ・近江の匠和食弁当実行委員会によるミラノ食博への和食弁当の出席
- ・滋賀県による近江米の新品種「みずかがみ」の生産普及
- ・立命館大学と連携した土壌肥沃度診断*の実験実施

I 本市の農業を取り巻く現状と課題

1. 本市の農業を取り巻く現状

(1) 農業政策に係る上位関連計画

①国における取組

- ・急速に進む人口減少や東日本大震災の発生をはじめとする巨大災害の切迫などを受け、国土形成計画策定後の国土を巡る大きな状況の変化や危機感を共有しつつ、2050年（平成42年）を見据えた国土づくりの理念や考え方を示す「国土のグランドデザイン 2050～対流促進型国土の形成～」が平成26年7月に策定されています。
- ・社会情勢の変化等を踏まえ、多様な人材を取り込みつつ、新たな仕組みの構築や手法の導入等にスピード感を持って創意工夫すること、国民が農業・農村の価値を認め共有の財産として次世代に引き継いでいくことが重要であるとの認識の下、平成25年12月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」（農林水産業・地域の活力創造本部決定、平成26年6月改訂）が策定されています。また、当プランに基づき新たな「食料・農業・農村基本計画」が、平成27年3月31日に策定されています。
- ・農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」とを車の両輪として食料・農業・農村施策の改革を着実に推進するとの視点の下、農地中間管理機構*の設置や、新たな米政策改革への取組、経営所得安定対策*及び日本型直接支払制度*の見直しなどが行われています。

②滋賀県における取組

- ・平成23年3月に農業・水産業の基本計画である「しがの農業・水産業新戦略プラン」を策定し、平成27年度を目標年次として、その達成に向けて取り組まれています。その後の環境の変化や課題解決に向け、今後の中期的な施策の展開方向を示す「(仮称) 滋賀県農業・水産業基本計画」の策定が進められています。

③本市における取組

- ・第5次草津市総合計画に基づき、①持続的・安定的な農業経営の確立、②農地の保全と農業的土地利用の増進、③市民ニーズに応える地産地消*の推進、④「農」のあるまちづくり、⑤農業振興のためのネットワーク強化等を実施しています。
- ・平成26年9月には、農業経営基盤強化促進法に基づき、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、効率的かつ安定的な農業経営を育成するための方針や目標を示した「草津市基本構想」を改訂しています。

(2) 本市農業の特性

- ・小規模な水稻農家が多く、また、農業者の高齢化・後継者不足、農家数の減少が進んでいます。
- ・北山田や下笠地域では大都市への近接性を活かした野菜栽培が盛んであり、多くのビニールハウスが整備され、ほうれん草や水菜等の軟弱野菜*の産地を形成しています。
- ・「草津メロン」や「あおばな」等、草津市独自の特産品づくりが進められています。
- ・花き・果樹の生産農家が減少しています。
- ・担い手育成の取組により担い手への農地の集約が進んでおり、水稻については約30%、麦や大豆についてはほぼ100%の作付けを担い手が請け負っています。
- ・近年大規模な開発が多く、農地の減少が続いています。
- ・都市化が進み、市街地（消費地）に隣接するという恵まれた立地条件にあり、また、食の安全・安心に関する高いニーズを有すると想定される子育て世代の転入が増えています。
- ・市内に県立湖南農業高校や立命館大学等があり、「あおばな」による商品開発や土壌肥沃度診断*を活かした農業等、地域と連携した取組が進められています。
- ・湖南4市、3JAによる農業振興の取組や、滋賀県における広域重点品目のキャベツ栽培など、広域連携による取組が進められています。

(3) 農業や食に関する意向

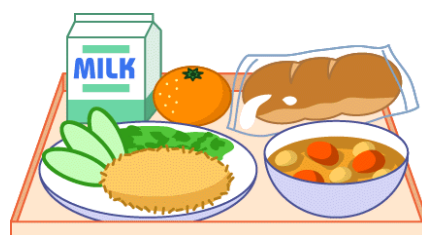
※農業や食に関する意向については、平成21年3月に策定した「草津市農業振興計画」において、市民・農業者・事業者を対象として実施したアンケート調査やヒアリング調査を基に整理したものを再掲しています。

①市民（消費者）アンケートでの意向

- ・野菜や果物の購入先は「スーパーマーケット」が89.5%で、その理由は「距離が近いから」が多くなっています。
- ・野菜や果物を購入する際の基準としては、「新鮮さ」が1位で、次いで「安価」、「安全性」となっています。また、若い世代ほど「安価」なものを選ぶ割合が高く、年齢が高くなるほど「新鮮さ」、「安全性」、「旬」のものを優先する割合が高くなっています。
- ・市内で生産されている農産物の認知度は、「メロン」が91.7%と最も高くなっています。また、居住年数が短いほど認知度が低くなる傾向にあります。
- ・市内で生産された農作物の購入意向を示す回答者は93.0%となっており、市内で生産された農作物を購入しやすくするためには「スーパーマーケット等で、草津産農作物を取り扱う」ことが必要と考える回答者が68.6%と最も多くなっています。一方、年齢が高くなるほど「直売所を増やす」と回答する割合が高くなっています。
- ・農業に関心がある回答者は84.2%と高く、年齢が高くなるほど「関心がある」と回

答する割合が高くなっています。

- これまでに市内で農業に関わった内容については、「家庭菜園やベランダ菜園」が36.0%と最も多いものの、「特に関わったことはない」回答者も36.4%と多くなっており、市民が農業に持っているイメージとしては、「農業は時間や手間がかかる」が最も多くなっています。
- 今後の草津市内での農業との関わり方の意向については、「家庭菜園やベランダ菜園」と回答する割合が高く、農業と関わる場合の問題（妨げ）としては、20～50歳代までは「時間がない」、60歳代以上は「上手に育てられない」「身近に農地がない」と回答する割合が高くなっています。
- 農業ボランティアは年齢が高くなるほど、参加意向が高くなるが、70歳代になると減少しており、退職後、10年程度がボランティア等への参加意向が強い時期となっています。
- 今後、草津市の農地については、「現状のまま残すべき」が最も多く、「増やすべき」「場所を特定して残すべき」を合わせると86.5%の回答者が農地の必要性を感じています。
- 農地が持つ役割としては、農業生産の場のほかに「自然とのふれあいなど、生活にうるおいをもたらす役割」が64.7%と最も多くなっています。
- 草津市農業の今後のあるべき姿については、「新鮮で安全な野菜や米の生産供給地であること」が最も多く、20歳代では、「こどもの教育における、体験学習の機会が拡大すること」、30歳代で「学校給食における、新鮮で安全な米や野菜の供給が拡大すること」と回答する割合が高くなっています。



②農業者（生産者）アンケートでの意向

- 小規模な農家が多く、水稲や露地野菜については、自家消費用だけを栽培している農家も多くなっています。また、高齢化が進んでおり、60歳代以上の回答者が75.9%を占めています。
- 「採算が合わない」ことが問題となっており、今後の見通しについては、「拡大していく」が2.9%、「現在のまま続ける」が36.5%となっています。
- 「後継者がいる」、または「いずれ農業に従事してくれる予定である」と回答した農業者はわずか31.3%となっています。

- ・担い手の育成・確保のためには、「小規模、高齢者農家に対して、農業経営を維持するための仕組みをつくる」、「農業機械・施設への補助、支援を充実させる」ことが必要と考える回答者が多くなっています。
- ・有機農業や低農薬・無農薬栽培に取り組んでいる回答者は 32.2%であり、問題点としては、「手間や費用がかかる」、「虫食いの被害」、「収穫量が低下する」をあげる回答者が多くなっています。
- ・農地を持っていない人に対して提供（交流）したことがある取組は、「市民農園、貸し農園」がわずか 11.7%となっており、34.3%の回答者が「提供（交流）したことがない」と回答しています。
- ・都市農村交流を推進するために必要な取組としては、市民（消費者）アンケートと同様に「農業体験ができる場」が最も多くなっています。
- ・地域活性化のために取り組みたいこととしては、「農産物のブランド化」が 29.2%と最も多く、次いで「加工品・機能性食品などの開発」が 14.6%となっています。
- ・草津市農業の今後のあるべき姿については、市民（消費者）アンケートと同様に「新鮮で安全な米や野菜の生産供給地であること」が 50.4%と最も多くなっています。

③生産者ヒアリングでの意向

- ・経営的には厳しいものの、都市近郊という立地特性を活かし、施設野菜については採算性のある農業経営が展開されています。
- ・直売所等への出荷も一部見られるものの、出荷の手間の面から、市場への出荷が主となっています。
- ・「環境こだわり農産物*」への取組が進められていますが、市場での買取価格が低いことが課題として挙げられています。

④小売業や食に関連する事業者の意向

- ・食品スーパーマーケットやレストラン、事業所内の食堂等において、市内産農産物の取り扱いを望まれている割合は高くなっています。
- ・一方、市内産農産物を取り扱う上での障害としては、品目・品種が少ないことや、年間を通して安定した量が確保できない、価格が高いこと等が挙げられています。
- ・農産物の仕入れは、市場を通じた取引形態が多く、生産者との直接の取引は少ない現状にあります。
- ・市内で生産されている農産物の品目や時期等に対する認知度が低く、市内生産者とのつながりがない事業者がほとんどであり、市内産農産物の情報提供や生産者と顔見知りになる機会の創出を望まれる意見が多くなっています。

2. 本市農業の課題

○農業経営の強化と農業を支える多様な人材の確保

農産物の価格の低迷により、農業所得も減少しており、新しい農業政策や、環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)*の大筋合意等の社会情勢の変化に対応し、農業が業として成り立つよう農業経営の強化が課題です。

また、農業従事者の減少、高齢化が進むなか、地域農業の中心となる担い手の経営をより安定化させるとともに、新たな認定農業者*や新規就農者を育成する等、本市の農業を支える多様な人材を確保することが課題です。

○草津産農産物のブランド確立

消費者の安全・安心に対するニーズに対応するため、環境に優しい農業・農産物の生産体制を確立するとともに、他産地との差別化を図り、草津産農産物のブランド力の強化を図ることが課題です。

○農地の保全・継承

都市化により農地が急激に減少している現状に加え、今後、農業者の高齢化・後継者不足により、耕作放棄地の増加も懸念されることから、農地は保全すべきという高い市民意向を踏まえ、多様な主体との協働のもと、農地を保全するための仕組みづくりが課題です。

○地産地消*の機会の創出

市民の草津産農産物の購買ニーズは高いものの、市内での購入機会は限られていることから、市民が地場産農産物を手に入れやすい場づくりを行うとともに、消費者に分かりやすい情報提供が課題です。

○食育と連携した農業施策の展開

食の安全や食育に関するニーズが高まりつつあるなか、本市においては子育て世代も多いことから、子どもの食育と連携した農業施策の展開が課題です。

○農村地域と市街地との連携による取組強化

市民の農との関わりや交流に対するニーズが高いことから、農の多面的機能等に対する市民の理解を醸成するためにも、農村・農業者側の受け皿拡大等に取り組んでいくことが課題です。

○広域連携によるネットワークの強化

市内の農地・農業者だけでは、食に対する多様なニーズに対応することは難しいと想定されることから、市外の農業者と連携を図りながら、取組を展開することが必要です。また、農産物の販路拡大に向けては、市内流通だけでなく、市外の消費地に向けた取組も検討していく必要があります。

Ⅱ 農業振興の目標

1. 本市における『農業』の位置づけと基本目標

本市の農業は、都市化の進展等により農地の減少が進んでいるものの、古くから良質な近江米の生産地となっているとともに、都市近郊という立地特性を活かし、施設野菜等を中心とした都市型農業が展開されており、新鮮で質の高い農産物を供給する場となっています。

一方、近年、中国やインド等の人口大国の経済発展やバイオ燃料の拡大等により、世界的に食料需給が増加しつつあり、農産物の国際価格が高騰する等、食料不足が懸念されており、市民（消費者）アンケートにおいても、草津市農業の今後のあるべき姿については、新鮮で安全な野菜や米の生産供給地であることが求められている等、農業が、私たちの生活を支える食料を供給する重要な産業であると再認識されつつあります。また、農地は自然環境の保全、良好な景観の形成等、市民生活に潤いを与える多面的な機能も有しており、食料等の供給という本来の機能とともに、これらの多面的機能が十分発揮されるよう、農地の保全を図っていく必要があります。

これらのことから、本市が持つ特性を十分に活かしつつ、農業者だけでなく、市民も一体となって、潤いと活力を与える地域農業を確立していくために、草津市の農業振興計画の基本目標を以下のように設定します。

市民と農業者がともに育む

潤いと活力をあたえる『農』のあるまち

2. 重視すべき視点

本市の農業振興を進めるにあたって重視すべき視点を以下に整理します。

視点1 農業に対する理解と共感の促進

- ・市民は、市内の農業・農地が農産物を供給するのみならず、多面的な機能を有していることについての理解と共感を深め、一人ひとりが地域農業を支える主体であることを自覚することが必要です。
- ・農業者は生産したものを売るだけではなく、市場や消費者の求める安全な農産物を提供するとともに、食や環境に関する情報を提供する等、消費者の理解を得ることが必要です。

視点2 農を支える多様な人材の育成

- ・農業を産業として振興・発展させていくためには、経営感覚に優れた意欲ある農業者を育成していく必要があります。
- ・農業従事者の減少・高齢化が進むなか、小規模な農家が多い本市の現状を鑑み、小規模農家が継続して農業に取り組める仕組みづくりを進めるとともに、農地を保全していくためにも、市民に農業を担う一員として参加してもらう仕組みづくりを行う等、農を支える多様な人材の育成を図ることが必要です。



視点3 地域特性を最大限に活かした取組の推進

- ・北山田や下笠地域においては、都市近郊という立地特性を活かし、ほうれん草や水菜等の軟弱野菜*を中心とした産地が形成されています。また、滋賀県の「環境こだわり農産物*」や「草津メロン」、「あおばな」等、ブランド化に向けた取組が進められていることから、これらの強みを活かした取組を進めることが重要です。
- ・市内には、県立湖南農業高校や立命館大学等の教育機関が立地しているとともに、大規模な工場や大規模小売店舗等も集積していることから、これらの各主体と連携しながら取組を進めることが重要です。



3. 基本方針

基本方針1 持続的・安定的な農業経営の確立

農業を振興するためには、農業が「業」として成り立つことが必要です。環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)*の大筋合意等の社会情勢の変化に対応し、新しい技術や生産方式等の導入を進めつつ、生産・流通の改善を図り、持続的・安定的な農業経営の確立を目指します。また、草津市の農業を支える担い手の育成、確保や、市民との協働による援農体制の検討も含めた、多様な人材の育成に向けた取組を進めます。

また、施設野菜の栽培が盛んである地域特性を活かし、地域ブランドの形成を促進するとともに、加工・業務用の需用に対応した野菜生産の拡大等、新たな生産体制の確立を図り、地域農業の持続的な発展を図ります。

■成果目標

指標	現況（平成26年）	目標値（平成32年）
認定農業者数	72件	72件

※認定農業者*の確保に努めるものの、高齢化に伴う減少を考慮し、現状維持としました。

基本方針2 農地の保全と農業的土地利用の増進

都市的土地利用との調整を図りながら、農地の保全を図ります。また、生産性の高い優良農地の確保を図るため、ほ場整備事業等を活用し未整備地域の整備と保全を図ります。

さらに、農作業受委託*や利用権設定*等を通じ、認定農業者*等への土地の利用集積を図るとともに、耕作放棄地の解消に努め、農地の農業的土地利用の増進を図ります。

■成果目標

指標	現況（平成26年）	目標値（平成32年）
担い手への農地集積率	39.98%	55%

※農地集積率＝担い手集積面積／農用地区域*農地面積

基本方針3 市民（消費者）ニーズに応える地産地消*の推進

生産段階での積極的な情報提供等により、草津産農産物に対する信頼の確保を図るとともに、市民にわかりやすい地場産農産物の流通システムの構築を図ります。

また、食育等の取組と連携を図りながら、農業の多面的機能や食の大切さ等に対する市民の理解を深めることにより、生産者と消費者を結びつけ、地産地消*の推進を図ります。

■成果目標

指標	現況（平成26年）	目標値（平成32年）
地場産物を購入するよう心がけている市民の割合【市民意識調査】	61.0%	70%

基本方針4 市民生活に潤いをもたらす農のあるまちづくりの推進

市民農園・体験農園等での農体験や、朝市、即売会等の身近な農業イベントの開催等を通じて、市民が農とふれあえる場の創出を図り、市民の農業に対する理解の醸成を図ります。

また、有機農業の推進や水質保全等、環境に配慮した取組を展開し、市民生活に潤いをもたらす美しい農村環境の保全を図ります。

■成果目標

指標	現況（平成26年）	目標値（平成32年）
農業体験に参加した人の数	1,807人	2,000人

基本方針5 農業振興のためのネットワーク強化

本市の農業振興を図るために、本市の農政担当課や農業委員会、JA、県の農政関係部局、農業関係団体や地域の各種協議会等の連携の強化を図ります。

また、消費者団体、教育機関、流通関連事業者、研究機関等との連携を図りながら、農を取り巻く様々な主体を取り込んだネットワークの構築を図ります。

4. 施策の体系図

本市の農業を取り巻く現状

○農業政策に係る上位関連計画

- 【国】・新しい国土形成計画の閣議決定
 - ・農政改革三対策の導入
 - ・「攻めの農政」の展開
 - ・新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定
- 【県】・しがの農業・水産業新戦略プランの推進
- 【市】・草津市第5次総合計画に基づく施策展開

○本市農業の特性

- ・小規模な水稻農家が多く、農業者の高齢化・後継者不足・農家の減少が進展
- ・都市近郊を活かした都市型農業の展開
- ・ほうれん草や水菜などの軟弱野菜の産地
- ・「草津メロン」や「あおばな」などの草津市独自の特産品づくりの展開
- ・市街地が近接するという恵まれた立地条件
- ・都市化により農地が減少
- ・周辺市町と連携した農業振興の取組や広域キャベツの栽培

○農業や食に関する意向

【市民(消費者)】

- ・市民の多くが野菜等の購入先として「スーパーマーケット」を利用、その理由としては、「距離が近いから」と回答。
- ・野菜等の購入基準は、「新鮮さ」、「安価」、「安全性」の順。若い世代ほど「安価」、年齢が高くなるほど「新鮮さ」、「安全性」、「旬」を優先。
- ・多くの市民が市内産農作物の購入意向を示しており、「スーパーマーケット等で、草津産農作物を取り扱う」ことが求められている。一方、年齢が高くなるほど「直売所を増やす」と回答する割合が高い。
- ・草津市内での農業との関わり方としては、「家庭菜園やベランダ菜園」が多く、農業ボランティアは年齢が高くなるほど、参加意向が高い。
- ・草津市の農地については、「現状のまま残すべき」が最も多く、多くの市民が農地の必要性を感じている。
- ・農地が持つ役割としては、農業生産の場のほかに「自然とのふれあいなど、生活に潤いをもたらす役割」と回答。
- ・草津市農業の今後のあるべき姿については、市民、農業者ともに「新鮮で安全な野菜や米の生産供給地であること」が多い。

【農業者(生産者)】

- ・農業をするうえでの課題は「採算が合わない」こと。施設野菜については都市近郊という立地特性を活かし、採算性のある農業経営を展開。
- ・今後の見通しは、「拡大していく」、「現在のまま続ける」で39.4%。
- ・後継者の予定がある回答者はわずか31.3%。
- ・担い手の育成・確保のためには、「小規模、高齢者農家に対して、農業経営を維持するための仕組みをつくる」、「農業機械・施設への補助、支援を充実させる」ことが必要と回答。
- ・「環境こだわり農産物」への取組が進められているが、市場での買取価格が低いことが課題。

【小売業や食に関連する事業者】

- ・市内産農産物の取り扱い意向は高く、取り扱う上での障害は、品目・品種が少ないことや、年間を通して安定した量が確保できない、価格が高いことなど。
- ・市産農産物の品目や時期などに対する認知度が低く、市内生産者とのつながりが少ない事業者がほとんどであり、市内産農産物の情報提供や生産者と顔見知りになる機会の創出が望まれている。

本市の農業の課題

○農業経営の強化と農業を支える多様な人材の確保

農産物の価格の低迷により、農業所得も減少しており、新しい農業政策や、TPPの大筋合意等の社会情勢の変化に対応し、農業が業として成り立つよう農業経営の強化が課題です。

また、農業従事者の減少・高齢化が進むなか、地域農業の中心となる担い手の経営をより安定化させるとともに、新たな認定農業者や新規就農者を育成する等、本市の農業を支える多様な人材を確保することが課題です。

○草津産農産物のブランドの確立

消費者の安全・安心に対するニーズに対応するため、環境に優しい農業・農産物の生産体制を確立するとともに、他産地との差別化を図り、草津産農産物のブランド力の強化を図ることが課題です。

○農地の保全・継承

都市化により農地が急激に減少している現状に加え、今後、農業者の高齢化・後継者不足により、耕作放棄地の増加も懸念されることから、農地は保全すべきという高い市民意向を踏まえ、多様な主体との協働のもと、農地を保全するための仕組みづくりが課題です。

○地産地消の機会の創出

市民の草津産農産物の購買ニーズは高いものの、市内での購入機会は限られていることから、市民が地場産農産物を手に入れやすい場づくりを行うとともに、消費者に分かりやすい情報提供が課題です。

○食育と連携した農業施策の展開

食の安全や食育に関するニーズが高まりつつあるなか、本市においては子育て世代も多いことから、子どもの食育と連携した農業施策の展開が課題です。

○農村地域と市街地との連携による取組強化

市民の農との関わりや交流に対するニーズが高いことから、農の多面的機能等に対する市民の理解を醸成するためにも、農村・農業者側の受け皿拡大等に取り組んでいくことが課題です。

○広域連携によるネットワークの強化

市内の農地・農業者だけでは、食に対する多様なニーズに対応することは難しいと想定されることから、市外の農業者と連携を図りながら、取組を展開することが必要です。また、農産物の販路拡大に向けては、市内流通だけでなく、市外の消費地に向けた取組も検討していく必要があります。

基本目標

市民と農業者がともに育む 潤いと活力をあたえる『農』のあるまち

基本方針	基本施策	主な取組
基本方針1 持続的・安定的な農業経営の確立	①活力ある経営体の育成	◎認定農業者制度の活用促進 ・農業経営の体質強化に向けた講習や研修会の実施 ・農業経営の複合化や多角化に向けた取組 ・法人化に向けた取組 ・家族経営協定の締結促進
	②多様な人材の育成	・新規就農者の受入体制、普及体制の確保 ・農業後継者団体等の組織活動の充実 ・援農体制のあり方の検討
	③産地強化・草津ブランドの創出	・消費者や量販店、市場、食品加工業者等への草津産農産物のPR ・産地強化に向けた生産・出荷体制の確立 ・草津産農産物における草津ブランド認証の推進
基本方針2 農地の保全と農業的土地利用の増進	①計画的な農地保全・高度利用の推進	・優良農地の保全 ・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組の推進 ・耕作放棄地の解消
	②担い手への農地等の集積	◎利用権設定等促進事業の推進 ・人・農地プランの推進・確認 ・農地等の貸借情報の収集・登録制度の運用
	③効率的な営農環境の整備	・土地改良事業等の促進 ・草津用水二期事業の促進 ・農業用施設の計画的な更新 ・アセットマネジメントの検討
基本方針3 市民（消費者）ニーズに応える地産地消の推進	①食育と連携した地産地消の推進	・学校給食での草津産農産物の利用拡大 ・食育推進計画の促進、食育活動との連携
	②市内販売・流通の促進	◎市内スーパーマーケット等との連携による市内販売体制の強化 ・食品関連事業者との連携による契約栽培等の促進
	③直売所の整備等の推進	・直売所出荷に向け消費者ニーズに応じた農産物の生産促進 ・地域に密着した共同直売所の設置の促進
	④農に関する情報提供の促進	・ホームページや広報等での草津産農産物のPR ・直売所マップ等の作成 ・直売所、草津産農産物等取扱店舗等での情報発信 ・環境こだわり農産物のPR
基本方針4 市民生活に潤いをもたらす農のあるまちづくりの推進	①ふれあいの場の確保と拡大	・市民農園や体験農園の整備、支援 ◎農業講習会や農業体験型イベント等の開催 ・朝市や即売会等の実施 ・教育ファーム等の取組の推進
	②環境配慮型・資源循環型農業の推進	・環境こだわり農産物のPR(再掲) ・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策の取組の推進(再掲) ・資源循環システムの検討
基本方針5 農業振興のためのネットワーク強化	①関係機関との連携強化	・関係機関による推進体制の強化 ◎異業種間の交流の促進 ・6次産業化の促進
	②市域を超えた取組強化	・市域を超えた産地形成に向けた取組の促進 ・農業技術振興センターや大学等の研究機関との共同研究等の促進

◎は重点取組

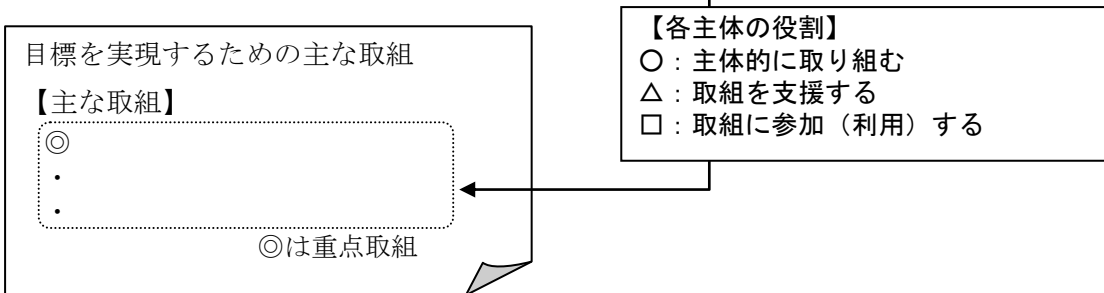
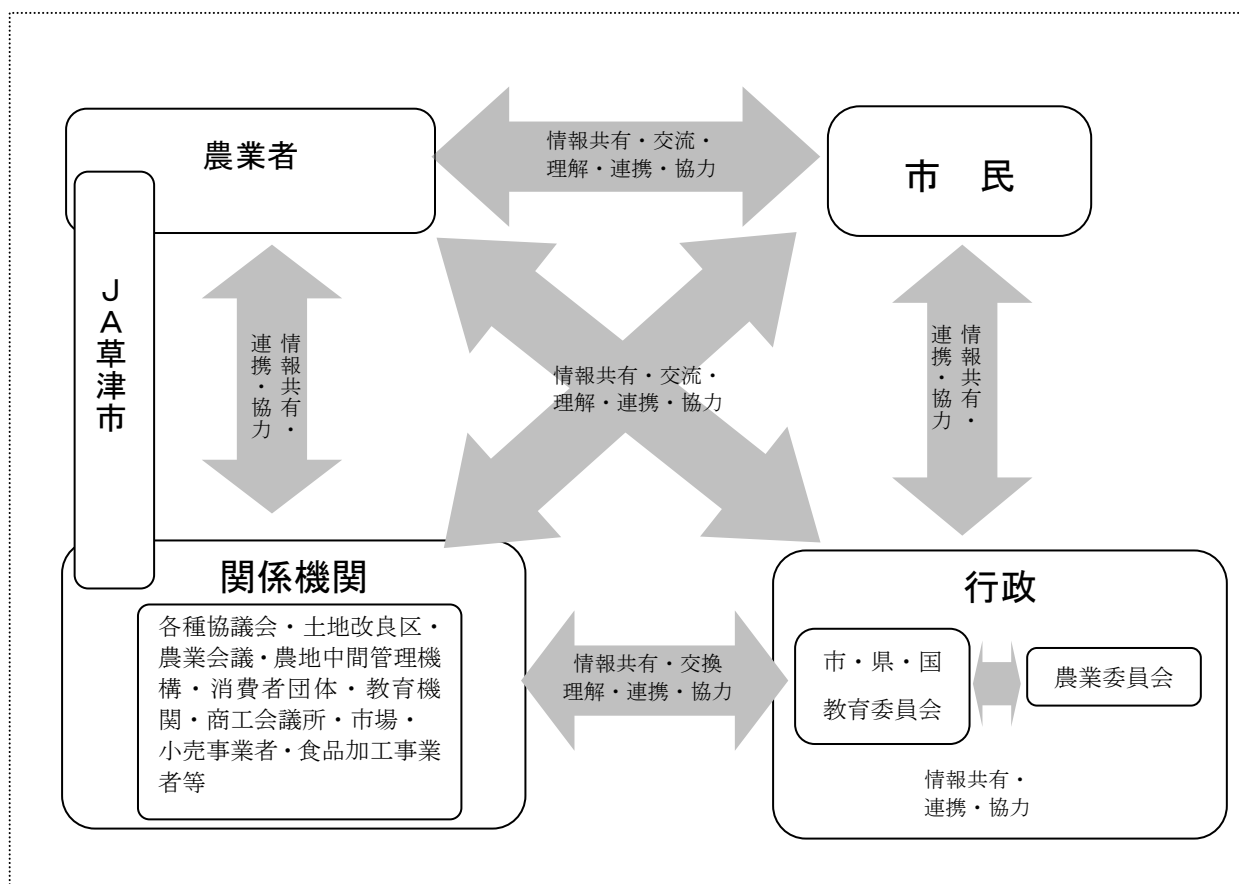
Ⅲ 目標を実現するための推進方策

目標を実現するために、各基本方針に基づき、以下の施策を推進していきます。

なお、本市の農業を振興していくためには、行政や農業者はもちろんのこと、市民や関係機関等、農業に関わる多様な主体の理解と協力が重要となります。

そのため、以下に示すような体制のもと、計画を推進するとともに、具体的な取組事例については、各主体の役割を明確化して取組を推進します。

計画の推進体制



基本方針 1 持続的・安定的な農業経営の確立

① 活力ある経営体の育成

- ・認定農業者*や集落営農組織、認定新規就農者*の育成を推進するとともに、継続的な支援や意見交換会等を実施します。
- ・農業者が、自ら創意工夫し、安定的に農業経営が展開できるよう、関係機関と連携し、経営体質の強化に向けた研修会等を行うとともに、複合化や多角化等新たな取組への指導、助言、支援を行います。
- ・労働力の維持、確保や取引信用力の向上等に有効な経営体の法人化を促進します。

【主な取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等	
◎認定農業者制度の活用促進	○	—	○	○	JA
・農業経営の体質強化に向けた講習や研修会の実施	○	—	○	○	JA
・農業経営の複合化や多角化に向けた取組	○	—	△	△	JA
・法人化に向けた取組	○	—	△	△	JA
・家族経営協定*の締結促進	○	—	○	△	JA

◎は重点取組

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者：自ら創意工夫し、経営体質の強化に向けて取り組みます。

行政・JA：農業者の安定した経営に向けた継続的な支援を行います。

【関連計画】

農業経営基盤強化促進法に基づく草津市基本構想

- ・地域に根ざした個別経営体の育成
- ・集落を基本とした組織経営体の育成

② 多様な人材の育成

- ・ 県や大学、J A、農業者等との連携を図り、就農希望者に対する情報提供や相談活動、就農準備への支援を行います。
- ・ 県やJ A、農業者等との連携を図り、新規就農者の受入体制、普及体制を確保します。
- ・ 農業を魅力ある産業であることを理解してもらうため、農業者自らが行う農業の魅力発信等に関する取組を支援します。
- ・ 農家の後継者だけでなく、他職業からのUターン*等による新規就農者や定年帰農者等、女性も含めた多様な人材の育成・確保に向け、就農や農業経営に向けた支援を行います。

【主な取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等	
・ 新規就農者の受入体制、普及体制の確保	○	□	○	○	JA
・ 農業後継者団体等の組織活動の充実	○	—	○	○	JA
・ 援農体制のあり方の検討	○	□	○	○	JA

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者・JA：農業の魅力を積極的に発信し、農業に関わる仲間づくりに努めます。
市民：地域の現状を理解し、農業を支える一員として意識を持ちます。
行政・JA：新規就農者等の受入体制の確保に向けた取組を推進します。

③産地強化・草津ブランドの創出

- ・消費者や量販店、市場、食品加工業者等に対して、ほうれん草や水菜等の野菜や、草津メロン、あおばな等、本市の農産物を効果的にPRします。
- ・本市農産物をより高く販売できるよう、産地強化に向けた支援を行います。
- ・本市の主力作物である水稻や、特産野菜の草津ブランド化に向けた支援を行います。
- ・県と連携を図りながら、「環境こだわり農産物*」に基づく認証農産物の普及・拡大を推進します。
- ・より付加価値の高い農業が展開できるよう、6次産業化*の取組を支援します。

【主な取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等	
・消費者や量販店、市場、食品加工業者等への草津産農産物のPR	○	□	○	○	JA・市場・食品加工事業者
・産地強化に向けた生産・出荷体制の確立	○	—	△	○	JA事業者
・草津産農産物における草津ブランド認証の推進	○	—	○	○	JA事業者

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者・JA等：地域特性を活かした農産物の生産、草津ブランド化に取り組めます。
市民：草津産農産物のPRを行います。
行政：草津産農産物のPRと草津ブランド化に向けた関係者間の連携を支援します。

基本方針 2 農地の保全と農業的土地利用の増進

①計画的な農地保全・高度利用の推進

- ・農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画や、農地法に基づく農地転用許可制度により、優良農地の保全を図ります。
- ・各種都市計画制度において、農業以外の土地利用と調整を図りつつ、農地の保全を積極的に位置づけます。
- ・農地の多面的機能が健全に発揮されるよう、農地や農業施設等の資源を地域ぐるみの共同活動として保全に取り組む集落の確保に向けPRを行うとともに、活動に対して支援します。
- ・農業者の高齢化や後継者不足等による耕作放棄地の実態調査を実施し、活用農地としての機能の復元を図ります。
- ・水田を有効に活用するため、麦や大豆、地域特性を活かした作物の作付けを行い、農地の高度利用を推進します。

【主な取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等	
・優良農地の保全	□	—	○		
・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策*の取組の推進	○	□	△	○	集落
・耕作放棄地の解消	○	—	○		
・農地の高度利用の推進	○	—	△	△	JA

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者・集落：農地や農業用施設等の資源の保全に取り組めます。
市民：農地が持つ多面的機能を理解します。
行政：農業振興地域内の優良農地を保全します。
J A：営農指導による有効な農地の高度利用を促進します。

【関連計画】

草津市都市計画マスタープラン
<ul style="list-style-type: none"> ・農地、丘陵地や寺社林等の保全・活用による自然環境の維持・向上 ・農業振興地域農用地は、市街化区域の拡大等と調整を図りつつ保全する ・水田は、水を一時貯留する緑地として積極的に保全する
第2次草津市緑の基本計画
<ul style="list-style-type: none"> ・骨格となる水とみどりを守る ・農用地区域*の指定を継続し、優良農地の保全を図る
草津農業振興地域整備計画
<ul style="list-style-type: none"> ・良好な営農条件を備えた農用地を確保・保全する

②担い手への農地等の集積

- ・意欲ある担い手への農地等の集積を図るため、利用権設定*等の実施を推進します。
- ・集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するために地域ごとに策定された人・農地プラン*を計画的に推進します。
- ・迅速な農地のあっせん等を図るため、農業委員会と連携して、農地等の貸借情報の収集や登録制度の運用を促進します。

【主な取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等
◎利用権設定*等促進事業の推進	○	—	○	○ JA 中間管理 機構
・人・農地プラン*の推進・確認	○	—	△	○ 集落・JA
・農地等の貸借情報の収集・登録制度の運用	□	—	○	○ 中間管理 機構

◎は重点取組

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者・集落：人・農地プラン*に基づき農地の集積、集約化に努めます。
行政：人・農地プラン*に基づき農地の集積、集約化を促進します。
J A等：農地利用円滑化団体として利用権設定*等を推進します。
中間管理機構：中間管理事業に基づき農地の集積、集約化を推進します。

【関連計画】

<p>人・農地プラン*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5地域（志津、常盤、笠縫、山田、老上・矢倉）ごとに策定。 ・今後の地域の中心となる経営体（担い手）、将来の農地利用のあり方、農地中間管理機構*の活用方針、近い将来農地の出し手となる者と農地、今後の地域農業のあり方などを位置づけ。

③効率的な営農環境の整備

- ・より生産性の高い農業が展開できるよう、未整備地域でのほ場整備事業等を推進するとともに、基幹的な用水施設や排水施設については、長期的な観点に立って、効率的かつ計画的な保全更新対策を推進します。
- ・農作業の効率化を図るため、農業用施設整備を支援するとともに、老朽化している施設の改修等について対策を検討します。

【主な取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等
・土地改良事業等の促進	○	—	△	○ 土地改良区
・草津用水二期事業の促進	○	—	△	○ 草津用水 土地改良区
・農業用施設の計画的な更新	○	—	△	○ 土地改良区、JA
・アセットマネジメント*の検討	○	—	○	○ 土地改良区、JA

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者：農業用施設等を利用するとともに、適正な維持管理をします。
行政：農業用施設等について、効率的かつ計画的な保全更新対策を推進します。
土地改良区等：農業用施設等について、効率的かつ計画的な保全更新対策を推進します。

基本方針3 市民（消費者）ニーズに応える地産地消*の推進

①食育と連携した地産地消*の推進

- ・生産体制の強化により、草津産農産物の学校給食での利用を拡大し、次世代を担う子どもたちに地産地消を通じた食育を推進します。
- ・市民の健康増進のため、食育推進計画と整合を図りながら、食と農に関する取組を推進します。

【主な取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等	
・学校給食での草津産農産物の利用拡大	○	□	○	○	JA
・食育推進計画の促進、食育活動との連携	○	□	○	○	JA 事業者

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者：安心、安全な農産物の生産に取り組めます。
市民：地産地消*に関する理解を深めます。
行政：学校給食において、草津産農産物の利用を促進します。
J A等：草津産農産物の消費拡大に向けたPRを実施します。

【関連計画】

<p>第2次草津市食育推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食における地場産物の利用を図り、それらを活かした伝統食・行事食などの継承を推進します。 ・生産者による食育の推進と生産者・消費者の交流を推進します。 ・生産者・食品関連事業者による食品表示を促進します。
<p>草津市教育振興基本計画第2期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供の健やかな体づくりを進めます。 ・学校での食育と家庭への食生活のあり方の啓発を推進します。

②市内販売・流通の促進

- ・市民に対して、身近な農地で生産されており、新鮮な草津産農産物のPRを行います。
- ・草津産農産物を求める市民ニーズに対応するため、身近なスーパーマーケット等における販売、また事業所内の食堂等での利用等、地場産農産物を提供する取組を推進します。
- ・関係機関と協議し、市場経由でない形での取引を検討します。
- ・市民の健康意識の向上を推進するため、機能性を謳った農産物・食品のPRを行います。

【主な取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等	
◎市内スーパーマーケット等との連携による 市内販売体制の強化	○	□	○	○	JA 事業者
・食品関連事業者との連携による契約栽培等の 促進	○	□	○	○	JA 事業者

◎は重点取組 ○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者：消費者ニーズに対応した農産物を生産します。
市民：草津産農産物の購入を心がけます。
行政・JA等：関係機関等と連携し、草津産農産物の取扱店を確保するための協議を行います。

③直売所の整備等の促進

- ・直売所における豊富な品揃えを実現するため、各農家における消費者ニーズに応じた農産物の生産を促進します。
- ・商店街や駅前等を活用した草津産農産物の販売の促進等、新たな共同直売所の設置等を促進します。

【主な取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等
・直売所出荷に向け消費者ニーズに応じた生産促進	○	—	△	○ JA等
・地域に密着した共同直売所の設置の促進	○	□	△	○ JA・商工会議所

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者：直売所販売等に対応するため、多品種、多品目の農産物を生産します。
市民：直売所等を積極的に利用します。
行政：地域に密着した共同直売所等の設置を促進します。
JA等：年間を通して品揃えを確保できる農産物の生産体制を構築します。

④農に関する情報提供の促進

- ・ホームページやSNS、広報等、多様なツールを活用し、情報を求めている市民に向けて、農業や旬の草津産農産物に関する情報を的確に発信します。
- ・各種イベントへの参加者や直売所等への来訪者に対し、効果的な情報発信を行います。
- ・農業者の農薬の適正使用や生産履歴*の作成、GAP*の導入等、市民の信頼性向上を図る取組を支援します。
- ・身近にある農を草津市の魅力として、市外へ積極的にPRを行います。

【主な取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等
・ホームページや広報等での草津産農産物のPR	□	□	○	○ JA 事業者
・直売所マップ等の作成	△	□	○	○ JA
・直売所、草津産農産物等取扱店舗等での情報発信	○	□	○	○ JA 事業者
・環境こだわり農産物*のPR	□	□	○	○ JA 事業者

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者・行政・JA等：関係機関と連携し、草津産農産物の情報を効果的に発信します。
市 民：草津産農産物の情報収集に努めます。

基本方針4 市民生活に潤いをもたらす農のあるまちづくりの推進

①ふれあいの場の確保と拡大

- ・市民と農業者の交流機会を拡大するため、市民農園や体験農園等の整備等を支援するとともに、JAと連携を図りながら、朝市、即売会等の身近な農業イベントの実施を推進します。
- ・教育委員会と連携し、「たんぼのこ体験事業*」等を活用しながら、児童が地域の水田や畑等での農体験を通じ、農とふれあい、その理解を深める機会を創出します。

【主な取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等	
・市民農園や体験農園の整備、支援	○	□	△	○	JA 事業者
◎農業講習会や農業体験型イベント等の開催	○	□	○	○	JA 事業者
・朝市や即売会等の実施	○	□	△	○	JA 事業者
・教育ファーム*等の取組の推進	△	□	○	○	JA 事業者

◎は重点取組

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者・JA等：『農』とふれあう機会を創出します。
市民：積極的に『農』に親しみます。
行政：『農』とふれあう機会の創出を推進します。

【関連計画】

<p>くさつ環境文化プラン ～第2次草津市環境基本計画～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境とふれあう機会の充実 ・市民農園、体験農園など市民が“農”に親しむ機会の拡充 ・草津川跡地や遊休農地等を活用したビオトープづくり
<p>第2次草津市緑の基本計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックを活かしながら身近なみどりを確保・再整備し、適切に維持管理する ・市民農園の整備を進める
<p>第2次草津市食育推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農作物を作る体験や料理実習などを通じて、食事を作る喜びが得られる取組を推進します。
<p>草津市教育振興基本計画第2期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが参加する交流活動や体験活動の充実を図ります。 ・子どもが地域の人や自然とふれあう活動を広げます。 ・地域による学校支援を推進します。 ・地域の人が学校や幼稚園の教育活動を支援し、子どもと関わる取組を拡充します。 ・子どもが参加する地域活動を進めます。 ・日常的な地域活動に子どもが参加し、大人と共に活動できるようにします。

③ 環境配慮型・資源循環型農業の推進

- ・環境負荷を軽減する取組を地域全体に広げるため、環境こだわり農産物*のPRに努め、認証件数の確保に努めます。
- ・農地の多面的機能が健全に発揮されるよう、農地や農業施設等の資源を地域ぐるみの共同活動として保全に取り組む集落の確保に向けPRを行うとともに、取組を支援します。
(再掲)
- ・農業者に対して、1排出事業者として3R（リデュース・リユース・リサイクル）に取り組む意識づけを行うとともに、農業生産現場から発生する有機性残さの地域内農地での利用や、事業者と連携した堆肥化の取組等、資源循環システムの検討を行います。
- ・農業排水対策として、濁水防止に向けた取組のPRに努めます。

【主な取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等	
・環境こだわり農産物*のPR	○	—	△	△	JA 事業者
・世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策*の取組（再掲）	○	□	△	△	JA
・資源循環システムの検討	○	—	△	○	JA 事業者等

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者：環境こだわり農業への取り組みと安心・安全な農産物の生産に努めます。
市民：農地が持つ多面的機能を理解します。
行政：環境こだわり農産物*について理解を得るよう働きかけます。
JA等：環境にやさしい農業生産に向けた技術の啓発を行います。

【関連計画】

第2次草津市食育推進計画
・環境こだわり農産物*の推進
くさつ環境文化プラン ～第2次草津市環境基本計画～
・環境共生型産業の振興
・環境負荷の低減に配慮した農業等の振興
・有機農法等による安全な農産物づくりの促進
・生物多様性の保全
・用水路やあぜ道の多自然型整備の推進
草津市教育振興基本計画第2期
・誰もが参加できる環境学習を推進します。
・こどもエコクラブ活動等、学校、家庭、地域で取り組める環境学習の機会を提供します。

基本方針5 農業振興のためのネットワーク強化

①関係機関との連携強化

- ・農業を振興していくためには、農業者の意欲と創意工夫を活かした主体的取組に対し、市民、行政、JA、各種協議会、消費者団体、教育機関、小売事業者、食品加工事業者等、各主体がそれぞれの役割を果たすことが必要であることから、連携強化を進めます。
- ・都市計画、商工観光、教育、環境等の他分野と連携を深め、効果的に施策を推進します。
- ・市内農産物の高付加価値化や新たなビジネスの創出を図るため、農商工連携による6次産業化*に向けた取組を促進します。

【主な取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等	
・関係機関による推進体制の強化	□	□	○	○	JA 事業者
◎異業種間の交流の促進	○	□	○	○	JA 事業者
・6次産業化の促進	○	—	△	○	JA 事業者

◎は重点取組

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者・JA等	異業種との交流や会議等への参加や6次産業化*に向け取り組みます。
市民	各種イベントや交流の場に参加し、消費者ニーズを伝えます。
行政	関係機関と連携し、各種会議や交流の場などのきっかけづくりを行います。

②市域を超えた取組強化

- ・近江米の新品種「みずかがみ」や「環境こだわり農産物*」等の市域を超えた取組が進められており、多様化する市民ニーズへの対応や広域の産地形成のために、県やJA、周辺自治体との連携強化を図ります。
- ・生産の安定化やコスト低減等に資する新技術を活用した農業を展開するため、研究機関との共同研究等を促進します。
- ・農産物の販路拡大に向けて、市外の消費地に向けた取組を検討します。

【主な取組】

具体的な取組事例	農業者	市民	行政	関係機関等	
・市域を超えた産地形成に向けた取組の促進	○	—	○	○	JA 事業者
・農業技術振興センターや大学等の研究機関との共同研究等の促進	○	—	○	○	JA 研究機関 事業者

○：主体的に取り組む、△：取組を支援する、□：取組に参加（利用）する

【各主体の役割】

農業者・JA等：市外の農業者や関係機関と積極的に連携を行います。
行政：円滑に取組みが進むよう、関係者間の調整を行います。
JA等：市外の農業者や関係機関と積極的に連携を行います。
大学等：関係機関等と連携して研究を行います。

用語説明

○環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）

アジア太平洋地域において、関税、サービス、投資の自由化に加え、知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律などの分野で共通のルールを構築する経済連携協定。

○認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づいて、自主的に農業経営改善計画を作成し、市町村から認定を受けた農業者。地域農業の担い手として、農地利用・資金・税制面などの支援を受けることができる。

○認定新規就農者

新たに農業を始める方が作成する青年等就農計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた新規就農者に対して重点的に支援措置を講じようとするもの。

○家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

○6次産業化

農林水産の1次産業の従事者が、製造・加工(2次産業)、流通・販売(3次産業)までを手がけ、所得増や地域活性化を目指す取り組み。

○農作業受委託

請負耕作の一種で、農家が所有農地の経営の一部または全部を他の農家に委託すること。

○農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、今後相当長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する区域。

○農用地区域

農業振興地域内において、今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

○世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

滋賀県における農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく多面的機能支払交付金制度の名称。

○利用権設定

農業経営基盤強化促進法に定められている農業上の利用を目的とする賃借権、使用貸借権等のこと。

○農地中間管理機構

高齢化や後継者不足などで耕作を続けることが難しくなった農地を借り受け、認定農業者や集落営農組織などの担い手に貸し付ける公的機関。

○地産地消

地元でとれた生産物を地元で消費すること。

食料に対する安全志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取り組みとして期待している。

○たんぼのこ体験事業

子どもたちが農業への関心を高め、理解を深めるとともに、生命や食べ物の大切さを体験的に学べるよう、児童自らが「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した体験学習をする事業。

○生産履歴

農産物を生産するにあたり、育苗から栽培、収穫、加工などそれぞれの工程で行った作業の履歴。

○GAP

農業者自らが農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、記録を点検・評価して、改善点を見出し、次回の作付けに活用するという一連の「農業生産工程の管理手法」のこと。

○エコファーマー

平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」第4条に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出して、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者。

○環境こだわり農産物

化学合成農薬および化学肥料の使用量を通常の5割以下の削減し、かつ、琵琶湖および周辺環境への負荷を削減する技術で栽培され、県が認証した農産物。

○土壌肥沃度診断

生物指標による農耕地土壌の診断技術。

○経営所得安定対策

経営が不安定な農業者を支援するため、赤字農家に対し、農産物の販売価格と生産コストの差額を直接交付する制度。

○日本型直接支払制度

農業の持つ多面的機能（国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全など）の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援制度。

○軟弱野菜

植物体が軟弱で、外部からの衝撃で傷つきやすく、収穫物は軽量・小形で、常温下では日光にさらされたり風にあたると急速に鮮度を失い品質が低下する野菜をいう。ほうれん草やみずな、こまつな等がこれにあたる。

○Uターン

地方で生まれ育った人が都心で一度勤務した後に、再び自分の生まれ育った故郷に戻って働くことをいう。

○人・農地プラン

地域の高齢化や農業の担い手不足が心配される中、5年後、10年後までに、誰がどのように農地を使って農業を進めていくのかを、地域や集落の話し合いに基づきとりまとめるプラン。

○アセットマネジメント

資産(アセット)を効率よく運用する(マネジメント)という意味。計画的に施設の整備や維持・管理を行うことで寿命を延ばしたり、利活用や統廃合などで無駄をなくし保有総量を小さくしたりする。

○教育ファーム

自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動への理解を深めること等を目的として、農林漁業者等が一連の農作業等の体験の機会を提供する取組をいう。なお、一連の農作業等の体験とは、体験者が農林漁業者等の実際に業を営んでいる方による指導を受けて、

同一作物について2つ以上の作業を年間2日以上の期間行うこと。